

第九條 調停委員會ハ開會ノ日ヨリ十五日内ニ調停手續ヲ結了スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ當事者ノ選定シタル委員全員ノ同意アリタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第十條 調停委員會ハ議長又ハ其ノ代理者及各當事者ノ選定シタル委員各二名以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十一條 調停委員會ノ議事ハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外過半数ヲ以テ決ス可同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二條 調停委員會ノ議事ハ之ヲ公開セス
行政官廳ハ調停委員會ノ承認ヲ得テ當該官吏ヲシテ會議ニ臨席セシムルコトヲ得

第十三條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ當事者又ハ其ノ代表者其ノ他利害關係人又ハ參考人ニ對シ出席説明ヲ求メ又ハ説明書類ノ提示ヲ求ムルコトヲ得

第十四條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ委員ヲシテ作業所其ノ他爭議ノ關係場所ニ立入り、作業若ハ設備ヲ視察シ又ハ關係者ニ質問セシムルコトヲ得但シ軍事上秘密ヲ要スル場所ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 委員又ハ委員タリシ者ハ故ナク前二條ノ場合ニ知得タル秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ス

第十六條 第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ノ場合ニ於テハ調停委員會ハ其ノ願末ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ労働爭議解決スルニ至ラザリシトキハ調停委員會ハ其ノ報告ニ委員會ノ決議セル爭議調停案及之ニ關スル少數意見ヲ表示スルコトヲ要ス

第十七條 行政官廳ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ要旨ヲ公表スヘシ但シ労働爭議解決シタル場合ニ於テ當事者一方ノ選定シタル委員全員カ豫メ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 委員及第十三條ニ規定スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第十九條 第一條第一項ニ掲クル事業ニ於ケル労働爭議ニ關シ第二條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ現ニ其ノ爭議ニ關係アル使用者及労働者並其ノ屬スル使用者團體及労働者團體ノ役員及事務員以外ノ者ハ第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ニ至ル迄左ニ掲クル目的ヲ以テ其ノ爭議ニ關係アル使用者又ハ労働者ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ

得ス

一 使用者ヲシテ労働爭議ニ關シ作業所ヲ閉鎖シ、作業ヲ中止シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ勞務繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

二 労働者ノ集團ヲシテ労働爭議ニ關シ勞務ヲ中止シ、作業ノ進行ヲ阻害シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ雇傭繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

第二十條 故ナク第十三條ニ規定スル出席説明又ハ説明書類ノ提示ヲ爲ササル者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條ノ場合ニ於テ虚偽ノ説明ヲ爲シタル者
二 故ナク第十四條ノ規定ニ依ル立入、視察ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

三 第十五條ノ規定ニ違反シタル者
第二十二條 第十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

労働爭議調停法施行令

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十五年勅令第百九十七號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)

労働爭議調停法施行令

(大正十五年六月 勅令第百九十六號)

第一條 労働爭議調停法及本令ニ依ル行政官廳ノ職務ハ爭議ノ發生シタル作業所在地ノ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)之ヲ行フ

同一ノ爭議カ前項ノ規定ニ依リ二以上ノ地方長官ノ管轄ニ涉ルトキハ内務大臣ハ其ノ一ヲ指定シテ前項ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二條 内務大臣必要アリト認ムルトキハ前條ニ規定スル行政官廳以外ノ行政官廳ヲ指定シテ前條第一項ノ職務ヲ行ハシメ又ハ自ら之ヲ行フコトヲ得但シ内務大臣其ノ指揮監督ノ下ニ在ラサル行政官廳ヲ指定セムトスルトキハ豫メ其ノ所管大臣ト協議スルコトヲ要ス

第三條 第一條ニ於テ地方長官トアルハ船員法ノ適用アル船員ノ爭議ニ付テハ遞信局長トシ前二條ニ於テ内務大臣トアルハ船員ノ爭議ニ付テハ遞信大臣トス

第四條 調停委員會開設ノ請求ハ左ノ事項ヲ具シ文書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

- 一 爭議ノ發生シタル作業所ノ名稱及所在地
- 二 爭議ニ關係アル労働者ノ概數
- 三 代表者ニ依リ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ代表者タルコトヲ示スニ足ルヘキ事項

四 調停委員會ニ關スル通知ヲ受クヘキ場所

五 爭議ノ要求事項

六 爭議ノ經過概要

第五條 當事者ノ一方ヨリ調停委員會開設ノ請求アリタルトキハ行政官廳ハ他ノ當事者ニ之ヲ通知スヘシ

第六條 調停委員會ヲ開設セムトスル旨ノ通知ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

行政官廳前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公示スヘシ

第七條 調停委員會労働爭議調停法第九條ノ規定ニ依リ調停手續ヲ結了シタルトキ又ハ其ノ期間ヲ延長シタルトキ

ハ直ニ其ノ旨ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス
前項ノ報告アリタルトキハ行政官廳ハ直ニ其ノ旨ヲ公示スヘシ

第八條 調停委員會ノ議事ニ關スル總テノ書類ハ労働爭議調停法第十六條ニ規定スル報告ト共ニ之ヲ行政官廳ニ提出スルコトヲ要ス

第九條 労働爭議調停法第十八條ノ規定ニ依リ辨償ヲ受クルコトヲ得ル費用ハ旅費、日當及止宿料トス
前項ノ旅費、日當及止宿料ハ別表ノ定額以内ニ於テ行政官廳之ヲ定ム

附 則

本令ハ労働爭議調停法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(大正十五年七月一日ヨリ施行)

(別表)

區 分	及鐵道 船賃	車馬賃 一里ニ付	日 當 一日ニ付	止宿料 一夜ニ付
委 員	二 等	九 十 錢	六 圓	八 圓
當事者又ハ其ノ 代表者其ノ他利 害關係人又ハ參 考人	二 等	七 十 五 錢	三 圓	五 圓

備考 鐵道賃及船賃ハ運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スル場合ニハ上級ノ運賃トシ其ノ等級ヲ設ケサル場合ニハ其ノ乘車又ハ乗船ニ要スル運賃トス

兵役法拔萃

(昭和二年四月
法律第四十七號)

改正 昭和十六年二月
法律第二號

第六十一條 歸休兵、豫備兵、又ハ補充兵ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ勤務演習召集又ハ簡閱點呼ヲ免除スルコトヲ得

五 帝國外ノ地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員

陸軍召集規則拔萃

(昭和二年十一月
陸軍省令第二十五號)

改正 昭和十四年八月
陸軍省令第四十二號

第四百十三條 餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏又ハ官吏待遇者ニシテ兵役法施行令第十八條第一項、第二百二十七條第一項及陸軍武官服役令第三十三條ノ規定ニ依リ

四條第二項ノ規定ニ該當スル者、下士官兵ニシテ演習召集令狀ヲ受領シ又ハ其ノ傳達ヲ受ケタル後官廳ノ命ニ依ラス出發シタル者ヲ除ク

四 帝國外ノ地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員

前項第一號ニ該當スル者又ハ第二號ノ議員ハ其ノ就職ノ日ヨリ十四日以内ニ到達スル如ク本籍地ノ市長又ハ町村長及警察署長ヲ經由シ本籍地ノ聯隊區司令官ニ届出ヅベシ其ノ職ヲ退キタルトキ亦同ジ

第一項第一號又ハ第二號ニ該當シ演習召集ヲ免除セラレベキ者ニシテ演習召集ヲ受クルコトヲ希望スル者ハ市長又ハ町村長及警察署長ヲ經由シ聯隊區司令官ニ願出ヅルコトヲ得

前項願出ノ許可ハ聯隊區司令官之ヲ爲ス

第一項第二號ノ議員演習召集中開會セラレベキトキハ本人ノ希望ニ依リ其ノ開會ノ日ト旅行日數トヲ參酌シ殘餘ノ日數ニ付其ノ召集ヲ免除スルコトヲ得

第一項第三號ニ該當スル者ニシテ陸軍武官服役令第十四條ノ定ムル所ニ依リ申告ヲ爲ササル者ハ之ヲ演習召集ニ召集スルコトアルベシ

第二百五十四條 第四百十三條及第四百十四條第一項第二項ノ規

兵役法拔萃・陸軍召集規則拔萃

演習召集免除ノ認可ヲ受ケタル者ニ付テハ當該官廳ヨリ其ノ者ノ職名、本籍地、寄留地、役種、兵種、徵集年(下士官以上ニ在リテハ役種編入年)官等級、氏名及其ノ認可ヲ受ケタル年月日ヲ本人本籍地ノ聯隊區司令官ニ通報スベシ

演習召集免除ノ許可ヲ受ケタル者其ノ免除ヲ爲スベキ事故止ミタルトキ亦前項ニ同ジ

演習召集免除ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ他ノ聯隊區ニ轉籍シタルトキハ舊本籍地ノ聯隊區司令官ヨリ其ノ旨ヲ轉籍地ノ聯隊區司令官ニ通報スベシ

前三項ノ規定ハ兵役法施行令第十八條第一項及第二百二十七條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ニ之ヲ準用ス

第七十四條 在郷軍人ニシテ演習召集ニ召集セラレヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ演習召集ヲ免除ス

一 市町村長、助役、收入役其ノ他之ニ準スヘキ職ニ在ル者

二 帝國議會、府縣會、市町村會其ノ他之ニ準スヘキモノノ議員但シ其ノ會期中ニ限ル

三 帝國外ノ地(關東州及滿洲國ヲ除ク)ニ旅行又ハ在留スル者但シ將校及准士官ニシテ陸軍武官服役令第十

定ハ簡閱點呼ノ免除ニ關シ之ヲ準用ス

第七十五條 豫備役後備役ノ下士官又ハ補充兵ニシテ避クベカラザル事故ニ因リ簡閱點呼ノ延期ヲ願フ者ハ其ノ事實ヲ證明シ市長又ハ町村長及警察署長ヲ經由シ本籍地ノ聯隊區司令官ニ願出テ許可ヲ受クベシ但シ願書ニ本籍地ノ市町村長又ハ關係アル官公署ノ長ノ證明書(船舶國籍證書ヲ有スル船舶ノ海員ニ在リテハ其ノ船長ノ證明書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得)ヲ添附スベシ

聯隊區司令官寄留地ニ於テ簡閱點呼ヲ受クヘキ者ニ對シ前項ノ願ヲ許可シタルトキハ寄留地ノ聯隊區司令官ニ之ヲ通報スベシ

第一項ノ願書ノ様式ハ第七十五條ノ様式ニ準ス

附 則 (昭和十四年四月
省令第十四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年以前徵集ノ第二補充兵ニ付テハ演習召集及簡閱點呼ハ之ヲ行ハス

(用紙適宜)

演習召集延期願

本籍地 府縣郡市町村字番地

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種官等級

氏名

右何年度演習召集ニ召集セラルヘキ處(演習召集ヲ命セラレ候處)別紙(左記)理由ニ依リ何年 月 日
ヨリ 年 月 日ニ至ル間召集ノ延期許可相成度別紙市町村長(何々長)ノ證明書相添ヘ此段及願出候也

右 氏 名 印

何聯隊區司令官殿

注意

- 一、召集令狀受領後ナルトキハ召集部隊(必要アルトキハ到着地ヲモ)到着日時ヲ明示スヘシ
- 二、寄留地應召ヲ許可セラレタル者ナルトキハ其ノ旨ヲ明示シ且本籍地市町村長ニ代ヘ寄留地市町村長ノ證明書ヲ添附スヘシ

兵役法施行規則拔萃

(昭和二十一年十一月 陸軍省令第二十四號)

改正 昭和十四年六月 陸軍省令第二十七號

ハ雇入ノ日ヨリ十四日以内ニ管海官廳又ハ管海官廳ノ事務ヲ行ス市町村長若ハ領事官ノ證明書ヲ添ヘ左ノ様式ニ依リ書面ヲ以テ本籍地ノ市町村長ヲ經テ本籍地ノ聯隊區司令官ニ届出ツベシ但シ朝鮮、臺灣、關東州又ハ滿洲國ニ在留スル者ニ在テハ陸軍召集規則ノ定ムル當該地域ノ市町村長ニ該當スル者ヲ經由シ在留地ヲ管轄スル兵事部長ニ届出ツベシ

(用紙適宜)

第六十五條ノ二 歸休兵、豫備兵、後備兵又ハ補充兵ニシテ船舶國籍證書ヲ有スル船舶ノ船員タル者ハ其ノ就職又

船員就職(雇入)届

- 一 本籍地 府縣郡市町村字番地
- 二 現住地 何々
- 三 徵集年、役種、兵種、等級、氏名
- 四 就職(雇入)年月日
- 五 職名 (船長、一等運轉士、二等運轉士、機關長、一等機關士、事務長、水夫長、水夫、無線電信技術員、舵夫、火夫長、火夫、油差、賄方等)
- 六 海技免狀ヲ有スル者及船舶職員試驗規程ニ依リ遞信大臣ノ認定シタル學校又ハ水産講習所ヲ卒業シタル者ニ在

兵役法施行規則拔萃

リテハ其ノ旨

七 乗組船舶カ帝國外ノ地ヲ往復スルモノナルヤ否

右及 届出 候也

年 月 日

何聯隊區司令官殿

本人氏

名印

前項ノ規定ニ依リ就職又ハ雇入ノ届出ヲ爲シタル者退職又ハ雇止トナリタルトキ又ハ前項ノ様式中第七號ニ記載スル事項ニ變更アリタルトキハ前項ノ規定ニ準ジ届出ツベシ

前二項ノ規定ニ依リ添附スベキ證明書ハ海員ニ在リテハ船長ノ證明書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲ス者届出ノ際船員手帳ヲ市町村長(第一項但書ニ規定スル市町村長ニ該當スル者ヲ含ム本項中以下同シ)ニ示シタルトキハ前三項ノ證明書ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ此ノ場合ニ於テハ届書ヲ受ケタル市町村長ハ届書ニ其ノ旨ヲ記載シ署名捺印スベシ

第一項ノ規定ニ依リ就職又ハ雇入ノ届出ヲ爲シタル者ハ

其ノ就職又ハ雇入期間中ハ第六十四條第三項又ハ之ヲ準用スル前條第三項ノ規定ニ依リ爲スベキ届出ヲ爲スコトヲ要セズ

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ其ノ乗組船舶カ帝國外ノ地ヲ往復スルモノナルコトヲ届出デタル者ハ爾後其ノ變更アル迄ハ第六十四條又ハ之ヲ準用スル前條第三項ノ規定ニ依ル帝國外旅行(在留)届ヲ差出スコトヲ要セズ

第三百三條 聯隊區徵兵署ノ事務ハ毎年四月十六日ヨリ七月三十一日迄ノ間ニ於テ之ヲ行フヲ例トス

聯隊區徵兵署ノ事務ニ付テハ概ネ十日ニ付一日ノ割合ヲ以テ休務スルノ外其ノ事務ヲ休止スルコトヲ得ズ但シ臨時避クベカラザル重大ナル事故アルトキハ聯隊區徵兵官ハ師管徵兵官ノ認可ヲ受ケ休務スルコトヲ得

第七十七條ノ二

令第七十八條第二項ノ規定ニ依ル身體

検査ハ船員法、朝鮮船員令又ハ關東州船員令ノ適用ヲ受ケル船員ニ限リ之ヲ受ケルコトヲ得

兵役法施行令第七十八條第二項 陸軍大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ船員ニ限リ本人ノ願ニ依リ寄留地以外ノ地ニ於テ身體検査ヲ受ケシムルコトヲ得

第七十七條ノ三

前條ノ規定ニ依リ身體検査ヲ受ケント

スル船員ニシテ第三百三條第一項ノ聯隊區徵兵署開設期間内又ハ在留地検査實施期間内ニ於テ身體検査ヲ受ケントスル者ハ左ノ様式ノ届書ニ船長ノ證明ヲ受ケ本籍地ニ於ケル徵兵検査期日迄ニ本籍地ノ兵事官、支隊長又ハ市長ニ宛本籍地ノ市町村長ニ差出スヘシ

(用紙適宜)

船員身體検査届

本年兵役法施行規則第七十七條ノ三ノ規定ニ依リ徵兵身體検査受檢致度ニ付及届出候也

本籍地 府縣郡市區町村字番地

乗組船舶 船種 船名

船員手帳番號及受領年月日

年 月 日

本人氏

年 月 日生

何府縣兵事官(何支隊長、何市區長)殿

右ノ通相違無之及證明候也

年 月 日

何船長 氏

名印

前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ハ便宜ノ聯隊區徵兵署又ハ在留地検査場ニ出頭シ身體検査ヲ受クベシ
 第七十七條ノ四 第七十七條ノ二ノ規定ニ依リ身體検査ヲ受ケントスル船員ニシテ已ムヲ得ザル事由ニ因リ第七十三條第一項ノ聯隊區徵兵署開設期日ニ先チ帝國外ノ地

ニ赴ク爲前條ノ検査ヲ受クルコト能ハザル者ハ船長ノ證明ヲ受ケ受檢地最寄ノ管海官廳又ハ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長ヲ經テ受檢希望地師管ノ聯隊區徵兵官ニ身體検査ヲ願出ツベシ
 前項ニ規定スル願書ノ様式左ノ如シ

(用紙適宜)

船員特別検査願

兵役法施行規則第七十七條ノ四ノ規定ニ依リ徵兵身體検査受檢致度候間御許可相成度候也

本籍地 府縣郡市區町村字番地

乗組船舶 船種 船名

船員手帳番號及受領年月日

受檢希望地

受檢希望期間

自 年 月 日 至 年 月 日

本人氏名 年 月 日 生

何聯隊區徵兵官殿

右ノ通相違無之及證明候也

年 月 日

何船長氏

名印

第一項ノ願出ヲ受ケタル聯隊區徵兵官之ヲ許可セントスルトキハ師管徵兵官ノ認可ヲ受クベシ師管徵兵官認可ヲ爲シタル場合ニ於テハ總理徵兵官ニ報告スベシ
 第一項ノ願出ニ依ル身體検査ハ陸軍部隊ニ於テ最寄ノ聯隊區徵兵官立會ノ上師團長ノ指名スル陸軍醫官ヲシテ之ヲ行シム但シ兵營ニ於テ身體検査ヲ行ヒ難キトキハ軍隊所在地ニ於ケル他ノ家屋ヲ検査場ニ充ツルコトヲ得
 身體検査期日及身體検査ヲ行フベキ部隊又ハ場所ハ師團

長之ヲ指定ス
 聯隊區徵兵官第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ管海官廳又ハ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長ヲ經テ前項ノ検査期日及部隊又ハ場所ヲ本人ニ通達スベシ
 第七十七條ノ五 第七十七條ノ三又ハ前條ノ規定ニ依リ検査ヲ受ケントスル者ハ第七十七條ノ規定ニ依ル書類ノ外船員手帳竝ニ左ノ様式ノ乗船證明書及乗組船舶行動證明書ヲ携行スベシ

(用紙適宜)

乗船證明書

徵兵身體検査ニ關スル乗船證明書

船長ノ認印

寫
 眞

氏名
 本籍地 府縣郡市區町村字番地
 出生年月日
 職務
 船員手帳番號

管海官廳ノ印

右ノ者本船ニ乗船中ナルコトヲ證明ス

汽(帆)船 丸

年 月 日

船長氏

名印

兵役法施行規則拔萃

右證明ス

年 月 日

管海官廳名印

備考 寫眞ハ最近ニ撮影シタル名刺形又ハ手札形、單獨、半身、脱帽、臺紙ナキモノヲ使用スベシ
二 乗組船舶行動證明書

(用紙適宜)

乗組船舶行動證明書

身體検査受檢船員

本籍地 府縣郡市區町村字番地

氏名

右ノ者乗組船舶タル何丸ノ行動左ノ通ニ付證明候也

左記

一 碇泊港	年 月 日	時刻	何船長氏	名印
二 入港	年 月 日	時刻		
三 出發豫定	年 月 日	時刻		
何聯隊區司令官殿	年 月 日			

第四百七十七條ノ六

第四百七十七條ノ三又ハ第四百七十七條ノ四ノ規定ニ依リ本籍所在ノ徵募區以外ノ地ニ於テ身體検査ヲ受クル者アル場合ニ於テハ聯隊區徵兵官假壯丁名簿ヲ調製スベシ

第四百七十七條ノ七

第四百七十七條ノ三第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル後船員タラザルニ至リタル者ハ第四百六十六條、第四百三十條又ハ第四百六十八條ノ規定ニ依リ徵兵検査又ハ身體検査ヲ受クベシ

第三百七十五條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一 正當ノ事由ナクシテ第二十七條、第六十六條、第一百八條、第二百三條第二項、第二百三十九條、第二百九十七條第一項若ハ第二項、第三百六條、第三百三十六條又ハ第三百五十七條第一項(イ)號若ハ同條第二號(イ)號ニ規定スル届出ヲ爲サザル者又ハ第二十六條ニ於テ準用スル第六十六條ノ規定ニ依リ届出、第九十六條ニ於テ準用スル第一百八條ノ規定ニ依リ届出若ハ第三百四十一條ニ於テ準用スル第三百三十六條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲サザル者
- 二 正當ノ事由ナクシテ第一百十三條第二項若ハ第二百二

兵役法施行規則拔萃

十一條第四號ノ規定ニ依リ手續又ハ身體検査通達書ノ交付ニ關シ第三百十三條第二項ヲ準用シタル手續ヲ爲サザル者又ハ其ノ手續ヲ遅延シタル者
三 第四百七十七條ノ三第一項ノ届出ヲ爲サズシテ同條第二項ノ検査ヲ受ケタル者

附 則

(昭和四年三月) 陸軍省令第二號

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第六十五條ノ二及第二十六條中第六十五條ノ二ノ準用ニ關スル規定ハ昭和四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年陸軍省令第六號ハ之ヲ廢止ス

第二十六條第一項又ハ第六十五條ノ二第一項ニ掲グル者ニシテ昭和四年五月一日ニ於テ現ニ船舶國籍證書ヲ有スル船舶ノ船員タル者ハ第六十五條ノ二ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ

前項ニ規定スル者ニシテ大正二年陸軍省令第六號ノ規定ニ依リ就職又ハ雇入ノ届出ヲ爲シタル者ハ前項ノ規定ニ依リ就職又ハ雇入ノ届出ヲ爲シタル者ト看做ス
正當ノ理由ナクシテ第三項ニ規定スル届出ヲ爲サザル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

海軍法令集

八〇四

附 則 (昭和八年四月) (陸軍省令第十三號)

本令ハ昭和八年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五條 第二項ノ規定ハ昭和八年以前ニ採用セラレタル幹部候補生ニハ之ヲ適用セズ

陸軍補充令附則第三條又ハ同第五條ニ該當スル者ハ徵集上ノ取扱ニ付テハ之ヲ第七條ノ二ニ該當スル者ト看做ス陸軍補充令第五十三條第一項第三號ニ規定スル資格ヲ有スル者ニシテ陸軍補充令施行規則第九十一條ノ規定ニ該當セザル昭和八年徵集兵ニ付亦同シ

附 則 (昭和八年十一月) (陸軍省令第三十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十三條並ニ第七十七條ノ二、第七十七條ノ五、第二百二十一條、第三百六十九條、第三百七十條、第三百八十三條及第四百八條ノ改正規定ハ昭和八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十三年三月) (陸軍省令第十三號)

本令ハ昭和十三年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十三年八月) (陸軍省令第三十號)

第一條 本令ハ昭和十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

海軍召集規則拔萃

(昭和十二年十二月) (海軍省令第二十三號)

改正 昭和十五年七月 海軍省令第十五號

第七十一條 演習召集ニ召集セラレヘキ在郷軍人ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ演習召集ヲ免除ス

一 市町村長、助役、收入役其ノ他之ニ準ズベキ職ニ在ル者

二 帝國議會、府縣會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員但シ其ノ會期中ニ限ル

三 帝國外ノ地(關東州及滿洲國ヲ除ク)ニ旅行又ハ在留スル者

四 帝國外ノ地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員

前項第一號第二號ノ規定ニ該當スル者ハ十四日以内ニ士官ニ在リテハ海軍省人事局長ニ、特務士官准士官ニ在リテハ在籍鎮守府ノ海軍人事部長ニ、下士官兵ニ在リテハ本籍地ノ市長ヲ經由シ又ハ町村長及警察署長ヲ經テ在籍鎮守府ノ海軍人事部長ニ届出ツベシ其ノ職ヲ退キタルトキ亦同ジ

第一項第一號又ハ第二號ノ規定ニ該當スル者ニシテ演習

海軍召集規則拔萃・海軍豫備員令拔萃

第二條 市町村長ハ當該市町村ニ本籍ヲ有スル第二補充兵(海軍ノ第一補充兵ヲ終リタル者ヲ除ク以下同ジ)ニシテ本令施行ノ際現ニ帝國外ノ地(關東州及滿洲國ヲ除ク)ニ旅行又ハ在留中ノ者ヲ調査シ其ノ徵集年次及氏名ヲ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ聯隊區司令官ニ通知スベシ

第三條 第二補充兵ニシテ本令施行ノ際朝鮮、臺灣、關東州又ハ滿洲國ニ在留スル者ハ第六十五條ノ規定ニ準ジ本令施行ノ日ヨリ十四日以内ニ之ヲ届出ツベシ

第四條 第二補充兵ニシテ本令施行ノ際船舶國籍證書ヲ有スル船舶ノ船員タル者ハ第六十五條ノ二第一項乃至第四項ノ規定ニ準シ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ届出ツベシ

第六十五條ノ二第五項及第六項ノ規定ハ前項ノ者ニ之ヲ準用ス

第七條 正當ノ事由ナクシテ本令附則第三條乃至第五條ニ規定スル届出ヲ爲サザル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第九條 第六十三條乃至第六十七條及第七十條ノ改正規定並ニ本令附則第二條乃至第六條ノ規定ハ昭和五年以前ノ徵集兵ニ之ヲ準用ス

海軍豫備員令拔萃

(昭和九年十月) (勅令第二百九十四號)

改正 昭和十四年八月 勅令第五百九十一號

第六條ノ二 豫備兵(工作科豫備兵ヲ除ク)ニシテ其ノ採用後四年以内ニ船員法ノ適用ヲ受クル船員トシテノ勤務日數二年ニ達セザルモノハ其ノ身分ヲ免ズ

第九條 海軍豫備員(航空關係ノ豫備武官ヲ除ク)ノ任用又ハ採用ハ左ニ掲クル資格ヲ具フル者ニシテ海軍ニ於テ其ノ必要ト認ムル教育ヲ受ケ試験ニ合格シ海軍豫備員ニ適スト認メタルモノニ就キ之ヲ行フ但シ戰時又ハ事變ノ

八〇五

海軍豫備補習生規則拔萃

(昭和十二年四月)
海軍省令第七號

改正 昭和十五年十一月
海軍省令第二十九號

- 第一條 海軍豫備補習生ハ之ヲ兵科、機關科及工作科ノ三種ニ區別ス
- 第一條ノ二 兵科及機關科豫備補習生ハ船員法ノ適用ヲ受クル船員トシテ一年以上ノ乗船履歴ヲ有シ採用ノ年ノ十一月三十日ニ於テ年齢十六年以上二十年未滿ノ者ヨリ之ヲ採用ス
- 第二條 海軍豫備補習生ノ兵籍ハ之ヲ鎮守府ニ置キ其身分ハ海軍四等兵ニ準ズ但シ工作科豫備補習生ニシテ海兵團ニ入團後六箇月ヲ經過シタルモノハ其後其ノ身分ハ海軍三等兵ニ準ズ
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ海軍豫備補習生ヲ志願スルコトヲ得ズ
 - 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
 - 二 破産者ニシテ復權ヲ得ザルモノ
- 第四條 海軍大臣ハ海軍豫備補習生採用ノ際ハ其ノ兵種別、員數其ノ他必要ナル事項ヲ鎮守府司令長官ニ告達ス鎮守府司令長官ハ前項ノ告達ニ基キ海軍豫備補習生ヲ採用スベシ
- 第五條 海軍豫備補習生タランコトヲ志願スル者ハ願書

- (第一様式) ニ左ノ書類ヲ添へ鎮守府司令長官ニ願出ツベシ
 - 一 履歴書(第二様式) 但シ寫眞(最近撮影脱帽半身手札形無臺紙、裏面ニ氏名記入ノコト) 一葉ヲ添附ス
 - 二 誓約書(第三様式)
 - 三 乗船履歴證明書(第四様式) (兵科及機關科豫備補習生ニ限ル)
 - 四 海軍工作廳證明書(第四様式ノ二) (工作科豫備補習生ニ限ル)
 - 五 身元證明書(第五様式)
 - 六 戶籍謄本
- 第二項 前項ノ願出ヲ爲スベキ鎮守府ノ區分ハ海員養成所出身者ニ在リテハ左表ニ從ヒ其ノ他ノ者ニ在リテハ特ニ指定スルモノヲ除クノ外海軍志願兵令施行規則第三十二條ノ規定ヲ準用ス

鎮守府區分	豫備補習生志願者別
橫須賀鎮守府	小樽海員養成所出身者
吳鎮守府	宮古海員養成所出身者
佐世保鎮守府	兒島海員養成所出身者
	唐津海員養成所出身者

第四様式 (用紙美濃紙)

乗船履歴證明書

本籍

氏名 年月日生

船名	總噸數	乗船年月日	乗船日數	職名	認定官廳名	備主名

乗船日數計 年 月 日
右ノ通乗船シタルコトヲ證明ス

管海官廳名印

備考

- 一 各欄ハ船員手帳ニ依リ正確ニ記入スルヲ要ス
- 二 乗船又ハ下船ノ年月日ハ船長ニ在リテハ認證セラレタル就職又ハ退職ノ日ヲ、船長以外ノ乗員ニ在リテハ認證セラレタル雇入又ハ雇止ノ日ヲ記入スルモノトス
- 三 管海官廳ニハ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長ヲ含ム

無線電報規則

(大正十四年八月)
逕信省令第五十一號

改正 昭和十六年四月
逕信省令第四十七號

第一章 總 則

第一條 無線電報トハ無線電信又ハ無線電話ニ依リ送受スベキ電報ヲ謂フ

第二條 本令ニ於テ海岸局トハ艦船トノ間ニ、航空局トハ航空機トノ間ニ無線電信又ハ無線電話ニ依リ通信ヲ爲ス陸上電信官署、船舶局トハ船舶内電信官署、航空機局トハ航空機内電信官署、固定局トハ陸地間ニ於テ無線電信又ハ無線電話ニ依リ通信ヲ爲ス電信官署、託送發受所トハ電信官署トノ間ニ無線電報ヲ送受スル目的ヲ以テ施設シタル官廳用若ハ私設ノ無線電信又ハ無線電話及軍用無線電報若ハ海軍官憲ノ承認ヲ經タル無線電報ヲ通信官署トノ間ニ送受スルコトヲ逕信大臣ニ於テ承認シタル軍用ノ無線電信又ハ無線電話ヲ謂フ

ハ空中ニ於ル生命財産ノ保全ニ必要ナル事項ヲ通報スル無線電報ニシテ無線局ニ於テ緊急ノ性質ヲ有スルモノト認ムルモノハ前二條ノ規定ニ準ジ之ヲ取扱フ

第八條 無線局ト海軍託送發受所トノ間ノ通信方法ハ別ニ告示スル海軍無線通信規約ニ依ル
前項ノ規約ハ無線局ト海軍託送發受所以外ノ託送發受所トノ間ノ通信方法ニ關シ之ヲ準用ス

第九條 本令ニ規定ナキ事項ハ内國電報ニ關スル規定ニ依ル

第二章 艦船又ハ航空機發著無線電報

第十條 艦船又ハ航空機發著無線電報ニシテ陸上局ヲ經由スベキモノノ宛所中ニハ該局名ヲ記載シ括弧ヲ以テ之ヲ區別スベシ此ノ場合ニ於テ其ノ陸上局名ハ歐文電報ニ於テモ之ヲ語數ニ算入セズ

前項ノ陸上局ニ於テ送信シ得サル場合他ノ陸上局ヲ經由シテ送信シ得ルトキハ該局ヲ經由セシメ無線電信又ハ無線電話ニ依ラザルモ陸上電信官署ヨリ配達シ得ルトキハ該官署ヨリ配達スルコトアルベシ
前項ノ無線電報送達上必要アルトキハ無線電報料ヲ配達料ニ充當シテ別使配達若ハ舩船配達ヲ爲シ又ハ有線電報

無線電報規則

本令ニ於テ陸上局トハ海岸局及航空局、移動局トハ船舶局及航空機局、無線局トハ陸上局、移動局及固定局ヲ謂フ

無線局及託送發受所ノ名稱及呼出符號ハ之ヲ告示ス

第三條 艦船又ハ航空機發著無線電報ハ電報取扱時間ニ拘ラス之ヲ取扱フ但シ電報取扱時間外ニ於テ全ク電報取扱ヲ爲サザル電信官署ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 船舶局ニ於テハ其ノ船舶休航中ハ碇泊中、航空機局ニ於テハ其ノ航空機休航中又ハ著陸若ハ著水中無線電報ノ取扱ヲ爲サザルコトアルベシ

第五條 船舶又ハ航空機ノ遭難ニ際シ其ノ船舶又ハ航空機ノ名稱(航空機ニ在リテハ登録記號トス登録記號ノ外ニ名稱ヲ附スルモノハ該名稱ヲ含ム以下同ジ)遭難ノ位置、狀況其ノ他救助ニ必要ナル事項ヲ通報スル無線電報ハ無線局ニ於テ他ノ通信ヲ中止シ最先順位ヲ以テ之ヲ取扱フ

第六條 前條ノ規定ニ依ル無線電報ハ之ヲ局報ト爲スコトヲ得但シ有線電信系上傳送ヲ要スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 船舶又ハ航空機ノ航行上ノ危險警戒其ノ他海上又

料ニ充當スルコトアルベシ

第十條ノ二 航空機發著無線電報ノ宛所中ニハ該航空機ノ發著地名(場合ニ依リ發著日時ヲ附記スベシ)所有者名及名稱等該電報送達上必要ナル事項ヲ記載スベシ

第十一條 船舶局ノ中繼ヲ要スル無線電報ニハ指定事項トシテ左ノ略號ヲ記入スベシ

和文略號 ナ ヨ
歐文略號 R M

前項ノ中繼ハ一回ニ限ル
第一項ノ指定事項ハ同文無線電報ニ付テハ原信ニノミ之ヲ記入スベシ

第十二條 艦船又ハ航空機發著無線電報ハ發信ノ日ヨリ五日間陸上局ニ之ヲ保管ス但シ艦船又ハ航空機ガ既ニ通信距離外ニ去リタル等ノ爲送信不能ナル場合陸上局ニ於テ必要ナシト認ムルトキハ保管ヲ爲サザルコトアルベシ

第十二條ノ二 艦船又ハ航空機發著無線電報ノ發信人陸上局ニ於ケル該電報ノ保管期間ヲ前條ノ日數ヲ超ニ指定セムトスルトキハ指定事項トシテ其ノ日數ヲ記入スベシ但シ發信ノ日ヨリ十日ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十三條 陸上局ニ於ケル無線電報ノ保管期間發信ノ日ヨ

リ十日ニ充タザル場合發信人該電報ノ保管期間ノ延長ヲ
請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ保管期間満了前發信電信官署ニ日數(發信
ノ日ヨリ十日ヲ超ユルコトヲ得ズ)ヲ示シ之ヲ爲スベシ
此ノ場合ニ於テ陸上局ニ對スル通知ニ要スル電報ノ料金
(原信官報ナルトキハ官報ノ料金ト、一般私報又ハ新聞
電報ナルトキハ一般私報ノ料金ト同額ノ料金)ヲ納付ス
ベシ

第十三條ノ二 前三條ノ規定ニ依ル艦船又ハ航空機發者無
線電報ノ保管期間満了後ト雖陸上局ニ於テ該無線電報ヲ
近ク著信艦船又ハ航空機ニ送信シ得ベシト認ムルトキハ
仍之ヲ保管スルコトアルベシ

第十四條 返信料ヲ前納スル艦船又ハ航空機發者無線電報
ノ指定略號ニハ前納料金額ヲ附記スベシ但シ其ノ前納料
金額カ八十錢ナルトキハ之カ附記ヲ要セズ

艦船又ハ航空機託送發受所著返信料前納無線電報ニ對シ
陸上局又ハ移動局ニ於テ返信料前納證書ヲ發行シタルト
キハ該無線電報送信ノ際證書發行月日、番號及前納料金
額ヲ該託送發受所ニ通知ス

前項ノ通知ヲ受ケタル託送發受所ハ無線電報發信ノ際證

署間ニ限り同文電報ト爲スコトヲ得但シ同文ノ略號ニ代
フルニ左ノ略號ヲ以テスベシ

和文略號 ラ ヨ

歐文略號 S M

前項ノ同文電報ニ付テハ第十條第二項及第三項ノ規定ヲ
適用セズ但シ該電報ノ全部カ同一海岸局ヲ經由シテ傳送
シ得ル場合又ハ同一陸上電信官署ヨリ發達シ得ル場合ハ
此ノ限ニ在ラズ

第十九條ノ二 航行中ノ船舶内ニ於ケル傷病者ノ醫療手當
ニ關シ其ノ指示ヲ受ケル爲當該船舶ノ船長ヨリ別ニ告示
スル病院又ハ醫師ノ乗組メル船舶ニ宛テ發スル和文無線
電報及之ニ對スル返信ハ醫療無線電報(以下醫療電報ト
稱ス)ト爲スコトヲ得

第十九條ノ三 醫療電報ノ發信人ハ電報賴信紙ノ郵便切手
欄ニ「醫療」ト記載スベシ

第二十條 艦船又ハ航空機發者無線電報ノ送受ハ對手局所
カ確實ナル通信距離内ニ在ルトキ之ヲ行フ

第二十一條 船舶又ハ航空機託送發受所ノ施設者ニ於テ第
四十七條ニ規定スル料金又ハ私設無線電信無線電話規則
第四條ニ規定スル料金ヲ納付セザルトキハ電信官署ニ於

無線電報規則

書發行局ニ證書番號ヲ通知シテ該證書ヲ使用スルコトヲ
得但シ前項ノ通知ノ日ヨリ三日以内ニ其ノ使用ナキトキ
ハ該證書ハ當該託送發受所ノ施設者ニ之ヲ送付ス

第十五條 艦船又ハ航空機發者無線電報ニ關スル尋問又ハ
改正若ハ停止ニシテ返信ヲ要スルモノハ陸上電信官署間
ニ限リ其ノ取扱ヲ爲ス

第十六條 艦船又ハ航空機發者無線電報ハ陸上電信官署間
ニ限リ至急、再送及受信報知ノ取扱ヲ爲ス

受信報知ヲ要スル艦船又ハ航空機發者無線電報ノ發信人
ニハ陸上局ニ於テ該電報ヲ送信シタル日時ヲ通知ス

第十七條 艦船又ハ航空機發者無線電報ニ付テハ追尾、翌
朝配達及配達日時指定ノ取扱ヲ爲サズ

第十八條 航行中ノ船舶内ニ公示ノ目的ヲ以テ發スル船舶
局發者無線電報ニシテ發信人ニ於テ所轄通信局長ノ認可
ヲ受ケ一定ノ電信官署ニ差出スモノハ別ニ規定アルモノ
ヲ除クノ外新聞電報トシテ之ヲ取扱フ但シ發信又ハ受信
ノ際發信證票又ハ受信證票ノ提示ヲ要セス且該電報ノ豫
約及料金後納ノ取扱ヲ爲サズ

第十九條 前條ノ規定ニ依ル新聞無線電報ニシテ同一海岸
局ヲ經由シ二箇以上ノ船舶局ニ著スルモノハ陸上電信官

テ當該託送發受所トノ間ノ無線電報送受ヲ停止スルコト
アルベシ

第三章 陸地間無線電報

第二十二條 固定局間傳送ヲ要スル無線電報ニシテ別ニ告
示スル所ニ依リ無線電報ト指定シテ差出スベキモノニハ
指定事項トシテ左ノ略號ヲ記入スベシ

和文略號 ナ イ

歐文略號 R A

前項ノ指定事項ハ同文無線電報ニ付テハ原信ニノミ之ヲ
記入スベシ

第二十三條 固定局間傳送ヲ要スル無線電報ノ傳送上必要
アルトキハ所定ノ固定局間傳送ニ代フルニ他ノ固定局間
傳送ヲ以テシ又ハ有線電信系ニ依リ之ヲ傳送スルコトヲ
ルベシ

第二十四條 固定局間傳送ヲ要スル無線電報ノ種類、取扱
期間其ノ他ノ事項ニ付特ニ制限スル場合ハ別ニ之ヲ告示
ス

第二十五條 第二十一條ノ規定ハ陸上託送發受所發者無線
電報ニ之ヲ準用ス

第四章 放送無線電報

第二十六條 航行中ノ船舶(外國船舶ヲ含ム)内ニ公示ノ目的又ハ別ニ公示スル地域ニ在ル受信人ヲシテ其ノ所屬團體ニ公示セシメ若ハ新聞紙ニ掲載セシムル目的ヲ以テ一年ヲ通ジ毎日發スル無線電報ハ之ヲ放送無線電報(以下放送電報ト稱ス)ト爲スコトヲ得

第二十七條 放送電報ヲ發信セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄通信局ヲ經テ通信大臣ニ差出シ放送電報取扱ノ認可ヲ受クベシ認可後第九號ヲ除ク左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ變更セムトスルトキ其ノ事項ニ付亦同ジ

- 一 發信ノ目的及通報事項ノ種類
- 二 和文電報歐文電報ノ別(歐文電報ノ場合ハ使用國語ヲ附記スヘシ)
- 三 一通放送字語數
- 四 發信電信官署
- 五 放送電信官署
- 六 電報差出時刻
- 七 放送時刻
- 八 放送周波數
- 九 受信人居所氏名(名宛船舶ノ名稱、航路及船主名、

公示スヘキ所屬團體名及其ノ所在地、掲載スヘキ新聞紙名及其ノ發行地ヲ附記スベシ

十 受信人名宛略號(各受信人ニ共通トス)

前項第九號ノ事項ヲ變更シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ發信電信官署ヲ經テ通信大臣ニ届出ツベシ

一日二通以上ノ放送電報取扱認可ヲ受ケムトスル者ハ各別ニ之ヲ申請スベシ

第二十八條 放送電報ノ受信人及其ノ名宛略號ハ之ヲ告示ス

第二十九條 通信大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第二十七條第三號乃至第八號及第十號ノ事項ヲ變更セシムルコトアルベシ

第三十條 放送字語數ヲ變更セムトスルトキハ少クトモ一月以前ニ之ヲ申請スルコトヲ要ス

放送字語數ハ發信人ノ都合ニ依リ月ノ中途ニ於テ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

第三十一條 放送電報ノ放送内容ハ受信人、名宛略號及本文トス

第三十二條 放送電報ハ和文又ハ歐文ノ普通辭ヲ以テ之ヲ記載スベシ

第三十三條 電報差出時刻ヲ經過シタル後ニ差出シタル放送電報ハ之ヲ取扱フ爲サザルコトアルベシ

第三十四條 廣告又ハ私信ト認ムル事項ヲ記載シタル電報ニ付テハ放送電報ノ取扱ヲ爲サズ

第三十五條 放送電報ニ付テハ電報規則第七章ノ規定ニ依ル特殊取扱ヲ爲サズ

第三十六條 放送電報ハ切手ヲ貼付スベキ場所ニ「無線放送」ト朱書シタル電報頼信紙ヲ使用シテ一通ニ之ヲ記載シ受信人名宛ハ受信人名宛略號ヲ以テ之ヲ表示スベシ

第三十七條 放送電報ノ實際字語數ハ認可字語數ヲ超過スルコトヲ得ズ

第三十八條 電信官署ノ設置アル船舶宛放送電報ハ該電信官署ニ於テ之ヲ受信人ニ交付ス

放送電報ノ受信人ニシテ第二十六條ニ規定スル地域ニ在ル者ハ別ニ告示スル電信官署ニ豫メ請求シテ該電信官署ニ於テ放送電報ノ交付ヲ受クベシ

放送電報ノ受信人ニシテ其ノ施設シタル無線電信ヲ有スルモノハ前二項ノ規定ニ拘ラズ放送電報ヲ受信スルコトヲ得

第三十九條 發信人第五十四條第二項ノ期日迄ニ料金ヲ納

付セザルトキハ其ノ滯納ノ期間放送電報ノ取扱ヲ停止ス前項ノ取扱停止期間三十日以上ニ及ビ又ハ其ノ停止度數一年三回以上ニ及ビタルトキハ放送電報取扱ノ認可ヲ取消スコトアルベシ

第四十條 放送電報ノ發信ヲ罷メムトスルトキハ十五日前迄ニ其ノ旨ヲ所轄通信局ヲ經テ通信大臣ニ届出ツベシ

第四十一條 通信大臣ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキ又ハ業務上支障アルトキハ放送電報取扱ヲ認可ヲ取消スコトアルベシ

第四十二條 艦船又ハ航空機ニ對シ無線電信ニ依リ傳染病情報ヲ放送スル目的ヲ以テ官廳ヨリ毎月定期ニ發信スル電報ニ關シテハ本章ノ規定ヲ準用ス

第五章 料金

第四十二條 無線電報ニハ無線局ニ於テ無線電信又ハ無線電話ニ依リ送信、受信又ハ中繼ノ各取扱ニ付左ノ無線電報料ヲ課ス但シ固定局間傳送上ノ料金ハ第四十六條ノ二

ノ規定ニ依ル場合及其ノ特定料金ヲ告示シタル場合ヲ除クノ外之ヲ課セズ

通 常 料

和文 十五字以内

十五字ヲ超ユルトキハ

五字以内ヲ増ス毎ニ

五語以内

一語ヲ増ス毎ニ

但シ醫療電報ニ在リテハ

但シ醫療電報ニ在リテハ

二十五錢

十 錢

五 錢

二 錢

二十五錢

五 錢

同

第二通以下各通ニ付

十五錢

同 文 料

第二通以下各通ニ付

十五錢

同

第二通以下各通ニ付

十五錢

同

第二通以下各通ニ付

十五錢

同

第二通以下各通ニ付

十五錢

同

第二通以下各通ニ付

十五錢

同

第二通以下各通ニ付

十五錢

官報及私報

和文 十五字以内

十五字ヲ超ユルトキハ

五字以内ヲ増ス毎ニ

五語以内

一語ヲ増ス毎ニ

但シ醫療電報ニ在リテハ

但シ醫療電報ニ在リテハ

二十五錢

十 錢

五 錢

二 錢

二十五錢

五 錢

同

第二通以下各通ニ付

十五錢

新聞電報

和文 五十字以内

五十字ヲ超ユルトキハ

五語以内

一語ヲ増ス毎ニ

但シ醫療電報ニ在リテハ

但シ醫療電報ニ在リテハ

二十五錢

十 錢

五 錢

二 錢

二十五錢

五 錢

同

第二通以下各通ニ付

十五錢

歐文 十語以内

十語ヲ超ユルトキハ

十語以内

一語ヲ増ス毎ニ

但シ醫療電報ニ在リテハ

但シ醫療電報ニ在リテハ

二十五錢

十 錢

五 錢

二 錢

二十五錢

五 錢

同

第二通以下各通ニ付

十五錢

原信本文ノ語數ニ依リ

第二通以下各通ニ付

十五錢

同

第二通以下各通ニ付

十五錢

同

第二通以下各通ニ付

十五錢

和文電報ニ連記シタル第二以下ノ受信人名又ハ逐書シタル追尾電報若ハ再送電報ノ第二以下ノ居所ニ付テハ一名宛毎ニ五錢ヲ附課ス

第四十三條 有線電信系上傳送ヲ要スル無線電報ニハ前條

第四十四條

固定局ヲ兼ヌル陸上局ニ於テ該固定局ヲ對手局ト爲ス固定局間傳送上ノ料金ニ付告示シタル特定料金ヲ課スル無線電報ヲ艦船又ハ航空機トノ間ニ送受スル場合ハ該陸上局ニ於ケル其ノ送受ニ關シ無線電報料ヲ課セズ

第四十五條

別ニ告示スル電信官署ト海軍託送發受所トノ間ニ送受スル海軍用無線電報ニ限リ其ノ送受ニ關シ無線電報料ヲ課セズ

第四十六條

無線電報ニ付無線電報料ヲ課セサル場合ニ於テ有線電信系上傳送ヲ要セサルモノニ付テハ其ノ無線局ニ於ケル取扱ヲ有線電信系上ノ取扱ト看做シ第四十三條ニ規定スル有線電報料ヲ課ス

第四十六條ノ二

内地ト南洋群島(ヤツブ島ヲ除ク)トノ間ニ發著スル無線電報ニ付テハ内地ト南洋群島トノ間ノ固定局間傳送ハ之ヲ有線電信系上ノ取扱ト看做シ内地ト南洋ヤツブ島トノ間ニ發著スル電報ノ料金ト同額ノ有線電報料ヲ課ス

内地ト南洋群島トノ間ノ固定局間傳送ヲ要スル艦船又ハ航空機發著無線電報ニ付テハ該固定局間傳送ハ之ヲ有線電信系上ノ取扱ト看做シ第四十三條規定ニ依ル有線電報料ヲ課ス

無線電報規則

無線電報料ヲ課ス

第四十七條

託送發受所ヨリ發スル無線電報ノ料金ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ徵收ス

- 一 海軍託送發受所ヨリ發スルモノ
- イ 海軍用無線電報ノ料金ハ別ニ定ムル所ニ依リ海軍省ヨリ之ヲ徵收ス
- ロ 海軍官憲ノ承認ヲ經タル無線電報ノ料金ハ追徴ノ例ニ依リ郵便切手ヲ以テ受信人ヨリ之ヲ徵收ス但シ他ノ海軍託送發受所ニ著スルモノニ付テハ發信人ヨリ徵收ス

- 二 其ノ他ノ託送發受所ヨリ發スルモノ主務官廳ニ於テ料金額ヲ測定シテ託送發受所ノ施設者ニ通知シ該施設者ヨリ一般歳入徵收ノ例ニ依リ通貨ヲ以テ徵收ス但シ料金徵收上必要アルトキハ郵便切手ヲ以テ納付セシメ又ハ主務官廳ノ指定スル場所ニ於テ料金納付代理人ヲ定メ届出デシムルコトアルベシ

託送發受所ノ施設者ニ於テ前項ノ料金ヲ納付スヘキ日ハ主務官廳ヨリ該施設者又ハ料金納付代理人ニ測定料金額ノ通知ヲ發シタル日トス

第四十八條

託送發受所著無線電報ニ付受信人ヨリ追徴ヲ

要スル料金ハ前條ノ例ニ依リ託送發受所ノ施設者ヨリ之ヲ徵收ス但シ海軍託送發受所著海軍官憲ノ承認ヲ經タル無線電報ニ付受信人ヨリ追徵ヲ要スル料金ハ發信人ヨリ之ヲ追徵ス

第四十九條 第十條第二項及第三項ノ規定ニ依リ料金ニ不足ヲ生ジタルトキハ受信人ヨリ之ヲ追徵ス同文電報ナルトキハ之ヲ各通ニ平分ス

有線電報ノ障礙又ハ通信輻輳ニ際シ無線局ニ於テ一般電報ヲ臨機傳送シタル場合ニ於テハ其ノ傳送ヲ有線電報系上ノ傳送ト看做シ無線電報料ハ之ヲ追徵セズ

第五十條 左ノ料金ハ之ヲ還付ス但シ他ノ料金ニ充當シタル金額ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 無線電報又ハ無線電話ニ依リ送受ヲ爲サザリシトキハ其ノ部分ノ無線電報料
- 二 有線電報系上傳送ヲ爲サザリシトキハ其ノ部分ノ有線電報料

第二十三條ノ規定ニ依リ所定ノ固定局間傳送ニ代フルニ他ノ固定局間又ハ有線電報系上ノ傳送ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ傳送ハ之ヲ所定ノ固定局間傳送ト看做シ無線電報料ハ之ヲ還付セズ

第五十五條 放送電報取扱ノ開始又ハ廢止カ月ノ中途ナルトキハ其ノ月分ノ放送電報料ハ日割ヲ以テ之ヲ計算ス

第五十六條 放送電報ノ實際字語數認可字語數ニ達セザル場合ニ於テモ之カ爲第五十三條ノ規定スル料金ハ之ヲ減額セズ

第五十七條 電信官署業務上ノ支障ニ依リ放送電報ヲ交付スルコトヲ得ザリシ場合ニ於テモ之カ爲第五十三條ノ料金ハ之ヲ減額又ハ還付セズ

第五十八條 放送電報料ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限リ日割ヲ以テ之ヲ減額ス
一 月ノ中途ニ於テ第四十一條ノ規定ニ依リ認可ヲ取消シ又ハ第二十九條ノ規定ニ依リ放送字語數ヲ減少セシメタル場合其ノ當日以後ノ日數ニ相當スル料金
二 設備ノ故障其ノ他業務上已ムヲ得ザル事由ニ依リ放送電報ノ放送ヲ爲サザルコト引續キ三日以上ニ及ビタル場合其ノ日數ニ相當スル料金

第五十九條 第三十九條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ取消シ又ハ第四十條ノ規定ニ依リ發信ヲ罷メタル場合ニ於テ認可後一年ニ滿タザルトキハ其ノ一年ニ滿ツル迄ノ期間ノ放送字語數ニ對スル料金ヲ一時ニ徵收ス

無線電報規則

第五十一條 移動局ニ納付シタル無線電報ニ關スル料金還付ノ請求ハ何レノ電信官署ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得

和

文

文

一通放送字數

月額

月額

百字以内

二十圓

二十圓

二百五十字以内

四十圓

四十圓

五百字以内

八十圓

八十圓

一千字以内

百四十圓

百四十圓

一千五百字以内

二百圓

二百圓

二千字以内

二百六十圓

二百六十圓

第五十四條 放送電報料ハ一月分毎ニ之ヲ計算シ發信電信官署ヨリ翌月十日迄ニ之ヲ發信人ニ通知ス
發信人前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ月二十五日迄ニ其ノ料金ヲ發信電信官署ニ通貨ヲ以テ納付スベシ

附則

本令ハ大正十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

放送無線電報規則及大正六年三月逡信省令第七號ハ之ヲ廢止ス

本令施行前ニ差出シタル無線電報ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行前放送無線電報發信ノ認可ヲ受ケ現ニ其ノ效力ヲ有スルモノハ本令ニ依リ之ヲ發信ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

附則 (昭和六年七月逡信省令第三五號)

本令ハ昭和六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ差出シタル無線電報ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附則 (省令第九十一號)

本令ハ昭和十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ差出シタル無線電報ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附則 (昭和十六年三月逡信省令第二十八號)

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十六年四月逡信省令第四十七號)

本令ハ昭和十六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

私設無線電信無線電話規則拔萃

(昭和八年十二月)
逓信省令第六十號
改正 昭和十三年五月
逓信省令第四十一號

第六十二條ノ二 船舶ニ施設シタル私設無線電信ニ於テ醫師ノ乗組メル船舶ニ設置シタル電信官署ヲ探呼セムトスルトキハAニ又ハB電波五〇〇KCノ周波數ヲ以テ左ノ符號ヲ順次送信シテ之ヲ爲スベシ

- 一 醫療符號 ———— 三回
- 二 前置符號 ———— 一回
- 三 自己呼出符號 ———— 三回
- 四 可送符號 ———— 一回

第六十三條 前七條ノ規定ハ私設無線電話ニ依ル通信ニ準用ス但シ左ノ符號ハ各下記ノ語辭ニ代フベシ
一 遭難符號 「メーデー」 又ハ 「遭難」

- 二 緊急符號 「パ ン」 又ハ 「緊急」
- 三 安全符號 「セキニリテ」 又ハ 「警報」
- 四 醫療符號 「醫 療」
- 五 前置符號 「コチラハ」

私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則拔萃

(大正四年十月)
逓信省令第五十三號
改正 昭和十三年五月
逓信省令第四十二號

第四條ノ二 無線電報規則第四章ノ規定ニ依ル電報及醫療無線電報ニ對シテハ前條ニ規定スル取扱費ヲ支給セズ

無線電報取扱規則拔萃

(明治四十一年四月)
逓信省公達第三百四十一號
改正 大正十四年九月
公達第七百二十六號

第七條ノ四 醫療無線電報ハ電報規則第五條ニ掲グル種別ニ從ヒ先順位ヲ以テ之ヲ送達スベシ但シ至急ノ指定アルモノヲ有線電信系上送達スル場合ハ人命保全電報ニ準ジ之ヲ取扱フベシ

第十四條ノ二 醫療無線電報ヲ受付ケタルトキハ左ノ區別ニ依リ種類略號ヲ記載スベシ

醫療私報	イ レ ウ
至急醫療私報	ウ ナ ヨ
醫療官報	リ ム ヨ
至急醫療官報	イ リ ヨ

第十四條ノ三 船舶局ニ於テ醫師ノ乗組メル船舶宛ノ醫療無線電信無線電話規則拔萃・私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則拔萃・無線電報取扱規則拔萃

無線電報ニシテ名宛記載ナキモノヲ受付ケタルトキハ第四百七條ノ二乃至第四百七條ノ四ニ依リ其ノ名宛分明後ニ於テ之ヲ記入スベシ
第四十五條 無線電信上ノ通信ニ用ユル特殊ノ略符號左ノ如シ
(左記一部省略)

安全	TTT
醫療	MDC
實驗	EX

(以下省略)

第四百七條ノ二 醫師ノ乗組メル船舶ニ設置シタル無線電信官署ヲ探呼セムトスルトキハAニ又ハB電波五百「キロサイクル」ノ周波數ヲ以テ左ノ事項ヲ順次送信シテ之ヲ爲スベシ

- 一 醫療符號 ———— 三回
- 二 自局名前置符號 ———— 一回

- 三 自局呼出符號
- 四 可送符號

第三百七條ノ三 前條ノ規定ハ電波ノ型式及周波數ヲ除クノ外無線電話ニ依ル通信ニ之ヲ準用ス但シ醫療符號ハ「醫療」ナル語辭ヲ以テ之ニ代フベシ

第三百七條ノ四 醫師ノ乗組メル船舶ニ設置シタル無線電信官署ニ於テ醫療符號(無線電話ナルトキハ醫療ナル語辭)ヲ受信シタルトキハ直ニ之ニ應答スベシ

無線電報規則第十九條ノ二ニ依ル醫療無線電報及外國無線電報規則第十四條ノ二ニ依ル醫事通報ヲ發受スル病院及其ノ電報名宛ノ件

(昭和十三年五月) 逓信省告示第四百三十二號
改正 (昭和十六年三月) 逓信省告示第七百十八號

無線電報規則第十九條ノ二及東亞電信電話規則第三十五條ニ依ル醫療無線電報及外國無線電報規則第十四條ノ二ニ依ル醫事通報ヲ發受スル病院及其ノ電報名宛左ノ如シ
本告示ハ昭和十三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本海員救濟會橫濱病院

(橫濱市中區吉濱町一四)

名 稱

和 文 歐 文
ヨコハマ エキサイ NKEB Yokohama

電 報 名 宛

- 同 大阪病院 (大阪市西區本町通一ノ六四)
- 同 神戸病院 (神戸市神戸區中山手通六ノ九一)
- 同 門司病院 (門司市清瀧町一丁目七三〇ノ二)
- 同 長崎病院 (長崎市櫛島町三九)
- 咸鏡北道立羅南醫院 (羅南邑)
- 京畿道立仁川醫院 (仁川府山手町)
- 函館市立病院 (函館市富岡町)
- 小樽市立病院 (小樽市量徳町)
- 釧路市立病院 (釧路市警舞町)
- 樺太廳大泊醫院 (大泊郡大泊町)
- 基隆醫院 (基隆市壽町)
- 高雄醫院 (高雄市山下町)
- 日本赤十字社大連病院 (大連市山吹町)

- オウサカ エキサイ Osaka
- コウベ エキサイ Kobe
- モジ エキサイ Moji
- ナガサキ エキサイ Nagasaki
- ラナン ドウリツ Doritu Ranan
- ジンセン ドウリツ Zinsen
- ハコダテ ベウイン HOSP Hakodate
- オタル ベウイン Otaru
- クシロ ベウイン Kushiro
- オウトマリ イイン Otomari
- キイルン イイン Keelung
- タカオ イイン Takao
- タイレン セキジウジ

無線電報規則第十九條ノ二ニ依ル醫療無線電報及外國無線電報規則第十四條ノ二ニ依ル醫事通報ヲ發受スル病院及其ノ電報名宛ノ件

外國無線電報規則拔萃

(昭和八年十二月)
遞信省令第五十七號

改正 昭和十三年五月
遞信省令第四十三號

第五條 帝國陸上局及帝國移動局ニ於テ課スル外國無線電報ノ陸上局料及移動局料ハ左ノ如シ

一 陸上局料 一語ニ付 二十四錢

但シ醫事通報ニ在リテハ 十二錢

二 移動局料 一語ニ付 十六錢

但シ醫事通報ニ在リテハ 八 錢

第十四條ノ二 航行中ノ船舶内ニ於ケル傷病者ノ醫療手當

ニ關シ其ノ指示ヲ受クル爲帝國船舶ノ船長ト外國ノ主管
廳若ハ私企業ノ指定スル病院若ハ陸上局又ハ醫師ノ乘組
メル外國船舶トノ間並ニ外國船舶ノ船長ト別ニ告示スル
病院又ハ醫師ノ乘組メル帝國船舶トノ間ニ發著スル無線
電報ハ之ヲ醫事通報ト爲スコトヲ得

第十四條ノ三 醫事通報ノ發信人ハ賴信紙ノ郵便切手欄ニ
「醫療」ト記載スベシ

移動局料 一語ニ付 十六錢

但シ醫事通報ニ在リテハ 八 錢

第五十五條ノ二 醫事通報トシテ受付クル電報ニハ發信人

ニ於テ賴信紙ノ郵便切手欄ニ「醫療」ト記載スベキモノ
トス

前項ノ電報ニハ種類トシテ「MDC」ナル略語ヲ記載ス
ベシ

第五十五條ノ三 船舶局ニ於テ醫事通報ノ賴信アリタル場

合ハ特別業務ヲ行フ局ノ局名錄ニ掲載セラルル所ニ從ヒ
之ヲ受付傳送スベシ

第五十八條ノ二 醫事通報、帝國電信系上ニ於ケル傳送順
位ハ通常私報中先順位トス但シ至急ノ指定アル場合ハ人
命保全電報ニ準ジ之ヲ傳送スベシ

第四百二十四條ノ二 船舶局又ハ海岸局ニ於テ特ニ急ヲ要
スル醫事通報ヲ傳送セントスルトキハ呼出ノ前ニ緊急信
號ヲ送リテ之ヲ示スモノトス

外國無線電報取扱規程 拔萃

(昭和八年十二月)
遞信省公達第七百七十五號

改正 昭和十三年五月
公達第六百八十三號

第十八條ノ二 航行中ノ船舶内ニ於ケル傷病者ノ醫療手當

ニ關シ其ノ指示ヲ受クル爲帝國船舶ノ船長ト外國ノ主管
廳若ハ私企業ノ指定スル病院若ハ陸上局又ハ醫師ノ乘組
メル外國船舶トノ間並ニ外國船舶ノ船長ト別ニ告示スル
病院又ハ醫師ノ乘組メル帝國船舶トノ間ニ發著スル無線
電報ハ之ヲ醫事通報トシテ取扱フコトヲ得ルモノトス

第十八條ノ三 前條ノ電報ニ付テハ件名表又ハ料金明細表
摘要欄ニ「MDC」ト記載スベシ

第三十一條 帝國陸上局及移動局ニ於テ課スル陸上局料及
移動局料ハ左ノ如シ

陸上局料 一語ニ付 二十四錢
但シ醫事通報ニ在リテハ 十二錢

朝鮮水夫適任證書交付 規則

(大正五年五月)
朝鮮總督府令第四十三號

改正 昭和十五年十一月
朝鮮總督府令第二百六十六號

第一條 亞米利加合衆國諸港ニ出入セントスル朝鮮ニ船籍
港ヲ有スル日本船舶ノ船員ニシテ千九百十五年三月四日
ノ亞米利加合衆國海員法ニ依ル水夫適任證書ヲ受有セン
トスル者ハ其ノ交付ヲ管海官廳ニ申請スルコトヲ得
前項ノ規定ハ亞米利加合衆國諸港ニ出入セムトスル朝鮮
ニ船籍港ヲ有スル日本船舶ノ船員ト爲ラムトスル者ニ之
ヲ準用ス

第二條 水夫適任證書ハ左ニ掲クル資格ノ一ヲ有シ且體格
検査ニ合格シタル者ニ之ヲ交付ス

一 總噸數百噸以上ノ沿海以上ノ航行區域ヲ航行スル船
舶ニ乘組ミ三年以上甲板部員トシテ執務シ年齡滿十九
年以上ナルコト

二 沿海以上ノ航行區域ヲ航行スル船舶ニ乗組ミ一年以上甲板部員トシテ執務シ且船舶ノ運用ニ關スル試験ニ合格シタルコト

遊覽船、捕鯨船又ハ無甲板漁船ニ乗組ミタル期間ハ前項第一號ノ期間ニ算入セズ

第一項第二號ノ試験ハ羅針盤方位、船燈、霧中信號、航路信號、機關傳令、結索、端艇ノ卸方及操舵、航海用語並操舵ニ關スル要領ニ付之ヲ行フ

第三條 水夫適任證書ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ申請書ヲ管海官廳ニ差出スベシ

前項ノ場合ニ於テ申請者ハ船員手帖又ハ之ニ準ズベキ證明書ヲ管海官廳ノ檢閲ニ供シ本籍地、出生年月日及乗船履歷ヲ證明スベシ

第三條ノ二 第一條第二項ノ規定ニ依リ水夫適任證書ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ前條ノ規定ニ依ルノ外其ノ乗組マムトスル船舶ノ所有者、管理人又ハ借入人ノ發出シタル書面ニ依リ當該船舶ノ船員ト爲ラムトスル者ナル旨ヲ證明スベシ

第四條 水夫適任證書ハ第二號書式ニ依ル

第五條 水夫適任證書ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ事

由ヲ具シ該證書ヲ交付シタル管海官廳ニ之カ再交付ヲ申請スルコトヲ得

水夫適任證書ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ該證書ヲ交付シタル管海官廳ニ之ガ書換ヲ申請スベシ

水夫適任證書不用ト爲リタルトキハ遲滞ナク該證書ヲ交付シタル管海官廳ニ之ヲ返還スベシ

第六條 本令ニ依リ申請ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スベシ

一 第二條第一項第一號ノ資格ニ依リ水夫適任證書ノ交付ヲ申請スルトキ 一圓

二 第二條第一項第二號ノ資格ニ依リ水夫適任證書ノ交付ヲ申請スルトキ 二圓

三 水夫適任證書ノ再交付又ハ書換ヲ申請スルトキ 五十錢

手数料ハ其ノ金額ニ相當スル收入印紙ヲ納付書ニ貼附シテ之ヲ納付スベシ

第七條 本令ニ依ル事務ハ左ノ管海官廳ニ於テ之ヲ行フ

朝鮮總督府仁川海軍署
同釜山海軍署及同清津海軍署

附 則

本令ハ大正五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式

(表)

水夫適任證書交付申請書

水夫適任證書下付相受度候ニ付テハ履歷書相添ヘ此段及申請候也

年 月 日

申請人 氏

名 印

通知ヲ受クヘキ場所

管海官廳宛

朝鮮水夫適任證書交付規則

(裏)

履 歷 書

氏 名	出生年月日	本 籍 地	乘船年月日	下船年月日	在 船 期 間
	船員手帳番號				
船種船名	總噸數又ハ積石數	航行區域	職 名	年 月 日	年 月 日
期 間 合 計	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

備考 氏名ニハ片假名ヲ以テ傍線ヲ附スベシ

第二號書式 甲

(第二條第一項第一號ノ資) 格ニ依リ交付スルモノ

第 號

水夫適任證書

本籍地 氏 名

出生年月日

右者水夫適任證書交付規則ニ依リ成規ノ履歷ヲ有シ且視力、聽力、其ノ他ノ體格検査ニ合格ス仍テ航洋船ノ水夫ニ適スル者ト認メ此證書ヲ付與ス

年 月 日

管海官廳名印

第二號書式 乙

(第二條第一項第二號ノ資) 格ニ依リ交付スルモノ

第 號

水夫適任證書

本籍地 氏 名

出生年月日

右者水夫適任證書交付規則ニ依リ成規ノ履歷ヲ有シ且視力聽力其ノ他ノ體格検査及船舶ノ運用ニ關スル試験ニ合格ス仍テ航洋船ノ水夫ニ適スル者ト認メ此ノ證書ヲ付與ス

年 月 日

管海官廳名印

備考 裏面ニ英譯ヲ附記ス第二號書式乙ニ付テモ亦同シ

關東州ニ船籍ヲ定ムル日本船舶ノ船員ニ對シ水夫適任證書ノ交付ニ關スル件

關東州ニ船籍ヲ定ムル日
本船舶ノ船員ニ對シ水夫
適任證書ノ交付ニ關スル
件

(大正五年三月)
(關東都督府令第五號)

關東州ニ船籍ヲ定ムル日本船舶ノ船員ニ對シ千九百十五年
三月四日ノ阿米利加合衆國海員法ニ依ル水夫適任證書ノ交
付ニ關シテハ大正五年二月遞信省令第十二號水夫適任證書
交付規則ニ依ル但シ同規則中管海官廳ノ事務ハ(關東都督
府)海務局之ヲ行フ

海事法令集(第二卷)終

昭和十五年十二月廿三日印刷
昭和十五年十二月三十日發行【第一版】
昭和十六年十一月三日印刷
昭和十六年十一月九日發行【第二版】

海事法令集 奥付

定價一部(全三卷)金貳拾圓

東京市麴町區大手町

編纂者 遞信省管船局

大阪市此花區上福島北一丁目四番地

發行者 畝川 鎮 夫

大阪市西區江戶堀下通二丁目五番地

印刷所 三正堂印刷所

不許
複製

發行所 海事彙報社

大阪市此花區上福島北一丁目四番地

電話福島(45) 三三四二四番
振替口座大阪三四九九九番

手抄本



